平成２６年（フ）第２２６号
静岡市駿河区丸子２丁目15番Ｊ７―101号、旧住所名古屋市中川区豊成町１番２―1113号
債務者　真鍋　正治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６４号
横浜市金沢区釜利谷東５丁目12番７号　深沢ハイツ２－１
債務者　岩下　知世
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3274番地　五本松団地96号
債務者　竹内　　坦
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３８号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3274番地　五本松団地96号
債務者　竹内　キイ
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２８号
鹿児島県奄美市笠利町大字用安1157番地４
債務者　中　　崇樹
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市笠利町大字用79番地１
債務者　植田　敏博
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３８号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町８番20号
債務者　若元惠美子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１０号
沖縄県名護市大中３丁目２番24―303号　當真第二アパート
債務者　宮里　　寿
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第１１号
沖縄県名護市字伊差川853番地　羽地イン103号
債務者　島袋　常治
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第８号
福井県敦賀市山泉40―４―23、住民票上の住所福井県敦賀市野坂30号10番地の５
債務者　吉津　高広
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第２４号
長野県伊那市西町6041番地29　ウエストヒルＣ号
債務者　黒河内富治
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第８５号
神戸市西区南別府４丁目381番地の１　ソレイユ南別府102号
債務者　加志　純子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の６　県住１―102号
債務者　植村　優子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
神戸市西区南別府３丁目23番地の５　アーバン池田Ｂ―104号
債務者　宮下　佐織
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
神戸市西区宮下１丁目16番21号
債務者　長副　真吾
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
神戸市西区竜が岡３丁目11番地の３
債務者　田畑　玲子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係